

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年10月12日（総21第179号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が10月18日まで延長されました。
- 10月14日から、必要な条件を満たすことを前提に、外国からの空路による入国地点にバリのングライ空港が追加されますとされました。
- バリ州全域のレベル3の活動制限については下記4のとおりですが、バリ州政府は州知事通達第18号を優先運用するとしています。

1. 10月4日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、10月18日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年47号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、バリ州全域、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州デポック市、ボゴール県、ボゴール市、ブカシ県、ブカシ市）、西ジャワ州のバンドン市及びその周辺地域、東ジャワ州のスラバヤ市及びその周辺地域、ジョグジャカルタ特別州等の活動制限レベルは引き続きレベル3とされました。

一方、西ジャワ州のカラワン県やスパン県、中部ジャワ州のバタン県等は、活動制限レベルが2から3に引き上げられました。

3. ジャワ・バリの活動制限レベル3の内容の主な変更点は以下のとおりです。従来の活動制限については、9月21日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100236361.pdf>）を参照してください。

（1）12歳未満の保護者同伴でのショッピングモール入店が認められる地域を追加（バンテン州：タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州：デポック市、ボゴール県、ボゴール市、ブカシ県、ブカシ市）。

（2）映画館内の飲食店での店内飲食は、収容率50%まで、飲食時間60分以内で許可。

（3）運動施設利用の試験的措置として、ジャカルタ首都圏、西ジャワ州バンドン市、中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市のスポーツジムについて、収容率25%まで、アプリ「PeduliLindungi」によるスクリーニングの実施等の条件の下、利用を許可。

4. バリ州における活動制限は、10月11日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100245442.pdf>）を参照してください。

5. 外国からの空路による入国地点について、スカルノ・ハッタ国際空港及びサム・ラトゥランギ国際空港（北スラウェシ州マナド）に加え、10月14日から、必要な

条件を満たすことを前提に、バリのングラライ国際空港が追加されます。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。引き続き、感染状況等に注意し、緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。